

学術論文等の即時オープンアクセス義務化について

■ 論文のオープンアクセス化とは

オープンアクセス

論文を誰でもインターネットから時間や場所の制約なく無料でアクセスし入手できるようにすること。主に**ゴールドOA**と**グリーンOA**の2種類の方法がある。

ゴールドOA

電子ジャーナル上で論文をオープンアクセスにする方法。

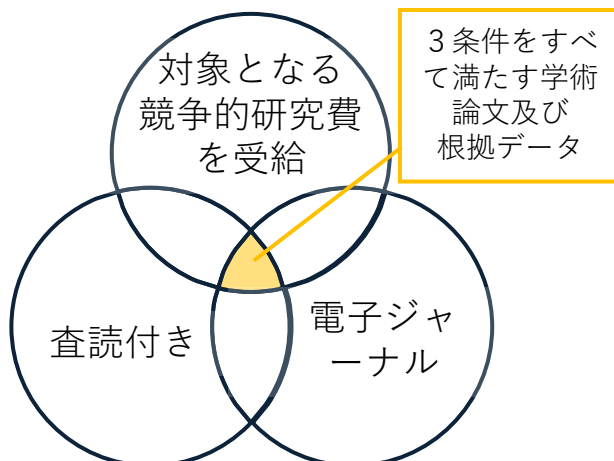
グリーンOA

機関リポジトリ等でオープンアクセスにする方法。出版者による条件（次頁参照）が指定されている場合がある。

機関リポジトリ

大学等の研究機関で生産された成果物を収集・保存してインターネットで無償公開するシステム。静岡大学の機関リポジトリは、「[静岡大学学術リポジトリ \(SURE: Shizuoka University REpository\)](#)」

■ 義務化の対象論文



・対象となる研究費制度（2025年度新規公募分から）

資金配分機関	制度名
日本学術振興会 (JSPS)	科学研究費助成事業
科学技術振興機構 (JST)	戦略的創造研究推進事業 一部除く 創発的研究支援事業
日本医療研究開発機構 (AMED)	戦略的創造研究推進事業 (革新的先端研究開発支援事業)

■ 対応方法

- 電子ジャーナル上で即時オープンアクセスにしている
または
- 他のプラットフォームで即時オープンアクセスにしている

YES

機関リポジトリでの公開は義務ではありません
(登録を妨げません)

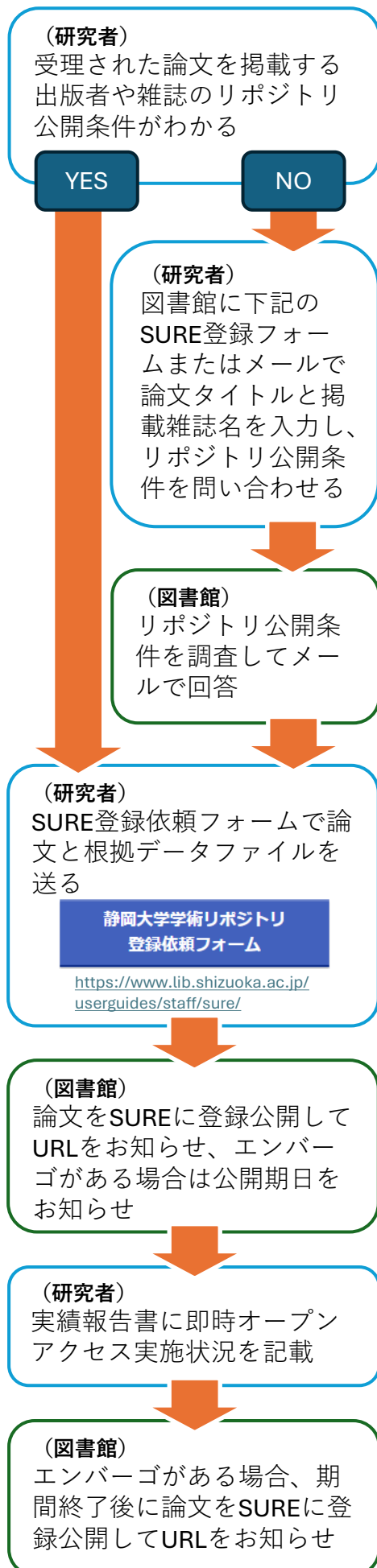
NO

機関リポジトリで公開してオープンアクセスにします

× プレプリント（査読前原稿）を公開している
→ 査読済み論文を公開する必要があります。

対象以外の論文も静岡大学学術リポジトリでの公開をよろしくお願いします。

静岡大学学術リポジトリ（SURE）で公開する手順



Q1. SUREとは何ですか？

静岡大学の機関リポジトリである静岡大学学術リポジトリ（Shizuoka University REpository）<<https://shizuoka.repo.nii.ac.jp/>>の略称です。附属図書館で運用を行っています。

問い合わせ先：図書館情報課電子情報係

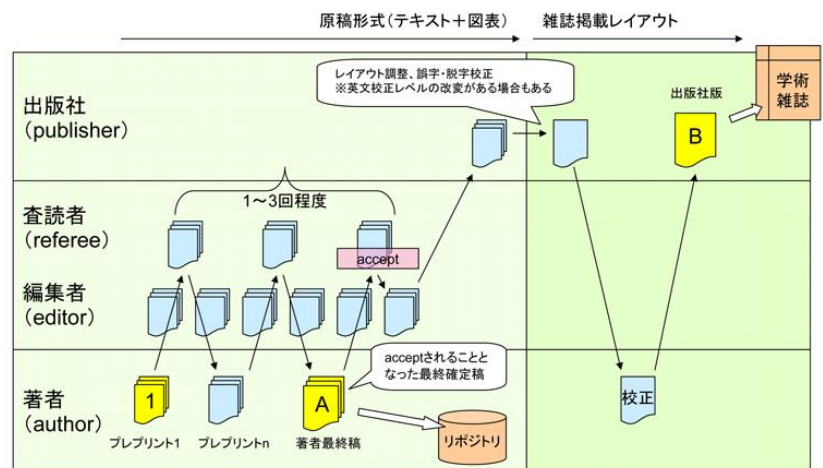
reposit@adb.shizuoka.ac.jp 054-238-4477

Q2. リポジトリの登録条件とは？

出版者や雑誌によって、リポジトリには出版されたバージョンは登録不可で査読済み著者原稿（著者最終稿）に限る、公開禁止期間（エンバーゴ）が設けられている場合があります。

Q3. 著者最終稿とは？

著者が査読者に送って受理された最終原稿ファイルです。査読者や出版社から送られてきたファイルではありません。



Q4. エンバーゴがある場合はどうしたらよいか？

実績報告書には即時オープンアクセスできない理由を記載しますが、エンバーゴ期間終了後の速やかな公開が求められています。**エンバーゴがあっても図書館にファイルをお送りいただければ、エンバーゴ期間終了後に図書館でSUREで公開します。**

Q5. ファイル形式に指定はあるか？

原則としてPDFファイルで登録公開します。PDF以外のファイルで送られた場合は図書館でPDFファイルに変換します。公開に際して指定のファイル形式がある場合は、SURE登録申込フォームの通信欄に記載をお願いします。

Q6. 根拠データとは？

電子ジャーナル上で公表するSupplemental Data等です。
SURE登録依頼フォームでは、100MBまで送信が可能です。大容量のデータは、データリポジトリ等の他のプラットフォームでの公開をお願いしており、SUREではデータリポジトリ等へのリンクを表示します。

Q7. 共著論文の場合は？

共著者の同意を得て機関リポジトリを含む1つのプラットフォームで即時オープンアクセスにすれば義務を実施したことになります。どのようなオープンアクセスの方法を選択するかは、研究代表者の統括の下で決定してください。

質問と回答等（追加）

Q8. 電子ジャーナルと冊子が並行して発行されている雑誌は対象か

電子ジャーナル+冊子で発行されている雑誌は、「電子ジャーナル」の対象となります。冊子のみで発行されている雑誌は、対象となりません。

Q9. arXiv上で対象論文を公開しても義務を履行したことになるか

出版社や雑誌の著作権ポリシーに沿って、対象論文の著者最終稿及び根拠データをarXiv上で公開した場合、実績報告書で「機関リポジトリ等の情報基盤」のURLとしてarXivで著者最終稿を公開しているDOIを記載すれば、義務を履行したことになります。なお、**公開するバージョンは、プレプリント（査読前原稿）ではなく、査読済みの著者最終稿であることが条件となります。**

Q10. エンバーゴがある場合は、論文掲載料(APC)を支払って電子ジャーナル上で即時オープンアクセスにしないといけないのか

エンバーゴがある場合、エンバーゴ期間後に機関リポジトリ等でオープンアクセスにする場合も、電子ジャーナル上でオープンアクセスにする場合も、どちらの方法でも義務を履行したことになります。

エンバーゴが設定されている雑誌で、エンバーゴ期間後に機関リポジトリ等でオープンアクセス化する場合、エンバーゴは1年以上で設定されている場合が多いため、毎年の実績報告書作成時点では、オープンアクセス化を実施していないことになります。

この場合、実績報告書では、当該雑誌論文の即時オープンアクセスは「**実施無し**」として報告します。その際、即時オープンアクセスの実施無しの理由として「**出版社や雑誌のポリシーでエンバーゴの規定が存在**」する旨を選択します。その後、**エンバーゴ期間が終了したら、速やかに機関リポジトリ等でオープンアクセスにすることで義務を履行できます。**

Q11. 即時オープンアクセスにしなかった場合のペナルティはあるか？

今のところ、即時オープンアクセス義務を履行しなかった場合の明確なペナルティは設定されていません。今後、**政府で即時オープンアクセスの達成状況の把握を行うとしています。**

オープンアクセスとその方法については、附属図書館Webサイトの下記のページもご参照ください。

記

オープンアクセス

<https://www.lib.shizuoka.ac.jp/userguides/staff/openaccess/>

静岡大学学術リポジトリ(SURE)について

<https://www.lib.shizuoka.ac.jp/userguides/staff/sure/>

含リポジトリ登録依頼フォーム

APC支援(学内専用)

<https://www.lib.shizuoka.ac.jp/userguides/staff/apc/>

対象出版社：Elsevier、SpringerNature、Wiley (2026.6現在)